



2024.3.14



出典（東京新聞）

同性婚否定は「違憲」

「違憲」「違憲状態」 東京地裁と札幌高裁で異なる判決

[知識]

同性婚における違憲と違憲状態

同性婚訴訟の判決では、国会の立法裁量を考慮しても、現行規定が憲法にそぐわない場合などを「違憲」と判断。一方、憲法に違反しているものの、国会による検討や対応が期待できる場合などを「違憲状態」としている。

立法裁量

憲法の枠内において、国の立法機関としての国会が立法に当たって行使する政治的、専門技術的に問題を判断、決定して物事を処理すること。

[読解]

問 1. 札幌高裁と東京地裁の判決の違いを簡潔にまとめましょう。

札幌高裁は、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と定めた憲法 24 条 1 項は「同性婚も保障すると理解できる」との初判断を示し、民法や戸籍法の関連規定を違憲とした。一方で、東京地裁の 2 次訴訟判決では憲法 24 条 2 項に照らし「違憲状態」とした。

問 2. 札幌高裁は、なぜ「違憲」と判決したのでしょうか？

憲法 24 条 1 項について、制定当時は同性婚を想定していなかったが、現在では性的指向や同性婚の自由も十分に尊重すべきであるとしたため。人と人との婚姻の自由を定めたもので、同性婚も異性婚と同程度に保障する趣旨と解釈した。また、異性愛者と同性愛者の違いについても、人の意思で選択・変更できない性的指向の差異であり、現状を法の下での平等を定めた 14 条 1 項にも違反していると判断したため。

問 3. 東京地裁は、なぜ「憲法 24 条 2 項に違反」と判断したのでしょうか？

法律婚と同様の法的利益を受ける法制度がないことは「同性カップルらから人格的利益を剥奪するもの」と認め、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づき制定することを求めた憲法 24 条 2 項に違反する状態と判断したため。また、異性婚しか認めない現行制度では、同性カップルは、医療機関でパートナーの診察状況を当然に知る利益など「重要な人格的利益を一切受けられない状況にある」と認定した。

問 4. 東京地裁では、なぜ「違憲」ではなく「違憲状態」と判決したのでしょうか？

同性カップルらのための制度がないのは「性自認と性的指向に即した生活を送るという重要な人格的利益を同性カップルらから剥奪するもの」で違憲状態と判断した。また、具体的な制度の構築は「国会の立法裁量に委ねられている」とし、現段階で違憲とは言えないと判断したため。

[思考]

(考え方)

「違憲」と「違憲状態」では、今後の国会の動きにどのような違いが出てくると思いますか。それぞれどのような違いや、どのような効力があるのでしょうか。考えてみましょう。